

## 条例の目的

- ・県の契約に関し、基本理念を定め、県および契約の相手方等の責務を明らかにする。
  - ・県の契約に関する基本的な事項を定める。
    - ⇒ 県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用
    - ⇒ 一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用
- を 図る。
- ▶ 本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

## 関係者の責務

- 県：基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進する。
- 県の契約の相手方等：
- ① 県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施する。
  - ② 県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努める。

## 取組方針

- 取組方針には、
- ・ 県の契約に当たっての取組に関する事項
  - ・ 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項
  - ・ その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項を、定める。

県の契約は県庁全体に関わることであることから、取組方針は全庁的に意見を聴きながら策定する。

知事は、基本理念にのっとり県の契約の推進を図るための取組に関する方針を策定する。

## 基本理念

### (1) 公正性・経済性・競争性の確保

契約の過程の透明性、競争の確保、不正行為の排除の徹底により、適正化が図られる。

### (2) 品質の確保

契約の履行により提供されるサービス等の質が確保される。

### (3) 地域経済の活性化

地域経済の活性化に配慮する。

### (4) 施策(社会的価値)の実現

一定の行政目的の実現を図る上で適切に活用される。

## 施策の方向性

### 適切な仕様書等の作成等

- ・ 知事は、県の契約に係る仕様書等を適切に作成する。
- ・ 知事は、予定価格を定める際に、仕様書等に基づき、適切に積算する。
- ・ 県の契約の相手方になろうとする者は、必要な経費を適切に積算するよう努める。

### 低価格受注の防止

県は、公正な競争を促進しつつ、低入札価格調査制度・最低制限価格の設定などの必要な措置を講ずる。

### 適正な履行の確保

県は、県の契約の適正な履行の確保を図るための措置を講ずる。

### 計画的な発注等

県は、県の契約に係る業務の計画的な発注および適切な履行期間の設定に努める。

### 地域経済の活性化

- ・ 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、県内に事務所または事業所を有する事業者の受注の機会を増大を図るよう努める。
- ・ 県の契約の相手方は、県内事業者の下請負人等への選定、県産材・県産品の利用などにより県内経済の活性化に資するよう努める。

### 行政目的の実現に向けた県の契約の活用

契約の締結に当たって、事業者の取組を勧奨する。

#### (取組の例)

- 労働環境の整備
- 環境に配慮した事業活動
- 多様な人材の活用
- その他

← どういった項目にするか引き続き検討する。

### 契約状況の調査および公表

### 指定管理者の選定等

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行う。

条例

## 取組を推進する仕組み

取組状況を確認し、改善するための仕組み(例えば審議会や懇話会の設置など)を構築する



契約に関わる既存の附属機関等との整理を行う必要がある。